111 法別表第一の五十七の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 柔道整復師法第十条の柔道整復師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
二 柔道整復師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

112 法別表第一の五十七の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］

113 法別表第一の五十七の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　略］

114 法別表第一の五十七の三十の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

115 法別表第一の五十七の三十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第三項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二 栄養士法第四条第四項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三 栄養士法第五条の二の管理栄養士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
四 管理栄養士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五 管理栄養士の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六 管理栄養士国家試験の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
七 管理栄養士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

116 法別表第一の五十七の三十五の項の総務省令で定める事務は、製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の製菓衛生師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。
［新設］

117 法別表第一の五十七の三十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二 建築物環境衛生管理技術者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［新設］

118 法別表第一の五十七の三十七の項の総務省令で定める事務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第一項の建築物環境衛生管理技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。
［新設］

119 法別表第一の五十七の三十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［新設］

83 法別表第一の五十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］

84 法別表第一の五十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　同上］

85 法別表第一の五十七の四の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
［新設］